

年分 農業 収支内訳書 記載要領

項目		金額	項目	金額			
収入金額	① 販売金額	★ 米	貸倒金	利子割引料			
		飼料用米		農地・農業用建物・農機具購入のための借入金利子や手形割引料			
		ながいも		⑧ の計	※農業用分のみ！共用のものは割合で計算してください。		
		にんにく		租税公課	固定資産税		
		ごぼう			自動車税		
		ほうれんそう			登録免許税		
		ねぎ			不動産取得税		
		大根		印紙税	※農業用分のみ！自家用車は対象外！		
		しいたけ		商工会費	〇〇土地改良区に支払った賦課金など		
				組合費・会費	★ 水利費		
牛	イ の計	種もみ、苗類などの購入費用 ※収入に計上していない家庭菜園分は対象外！					
子牛	イ の計	★ 米					
① の計	② 家事消費	種苗費	〇 の計				
収入金額	③ 雑収入	米の精算金	八 素畜費	素畜費			
		受取共済金		人工授精・種付け代			
		とも補償金		登録料			
		中山間地域等直接支払金		八 の計	牛・豚などにかかる費用全般。 ※飼料代や獣医・薬代などはそれぞれの項目へ記入してください。		
		交付金等(東北農林)		二 肥料費		★ 肥料代	
		米価下落対策緊急支		堆肥代		二 の計	牛・豚のえさ代
		事業復活支		ホ 飼料費		飼料代	
		農業資材等高等対策事業		③ の計	ハ 農具費	農具代	
		④ 小計 (①+②+③)		経費	⑤ 雇人費	ト 農薬衛生費	★ 農薬代
		⑤ 雇人費					★ 農薬へり代
⑤ の計	家畜薬						
⑥ 小作料・賃借料	★ 刈り取り料	獣医治療代					
	★ 乾燥調整料	予防注射					
		削蹄費					
	⑥ の計	ト の計					

●1年間(1~12月)に販売した農産物の販売金額を種類ごとに記入してください。
●販売金額は、JAの精算書・市場の仕切書・領収書等で確認をしてください。
※注意
●手取額ではありません。米検査手数料や販売手数料などの諸経費を差し引く前の金額を記入してください。
●販売後、まだ実際に代金を受取っていない場合でも、本年中に販売したものとみなしますので記入してください。

●収穫した農産物を自分で食べたり、兄弟親戚等へ贈答した場合や、米などの農作物を小作料の支払として現物給付した場合に記入してください。
●金額は、生産者販売価額を参考としてください。

●農業に関する収入で販売金額以外のものを記入してください。(〇〇助成金、〇〇交付金、〇〇補助金など)
●主に東北農政局や市役所、JAから支払いがあります。(近年では、米価下落対策や新型コロナウイルス感染症による影響を受けた方への給付金など)
《注意》
※JA配当金などは、ここには記入せず、申告書の配当所得欄に記入してください。

●農作業を手伝ってもらった時の支払賃金
●雇人への食事やおやつなどの賄い費

●小作料
●農地や農機具の賃借料
●カントリーやJA農協などの共同施設利用料

よく使われる項目に★マークをつけています。

項目		金額	項目		金額		
経費	その他	ダンボール	ダンボール、ビニール、支柱など農業で使用する材料。農具にあてはまらない小物など。	ワ	梱装材料費	●出荷の際の包装費用 ●農産物などの販売に要した市場手数料 ●米検査手数料 など	
		ビニール			荷造人夫賃		
		紙袋			商品販売運賃		
		★その他			市場手数料		
		検査手数料					
		紹介料・仲介料					
		チの計	ワの計				
	その他	営繕費	農機具・農業用の建物・車両などに要した修理費。 ※自家用車分は、対象外！	カ	土地改良費	農業経営上の費用で上記に分類できない経費 (例: 研修費、FAX代、切手代)	
		★機械修理代		ヨ	とも補償		
		備品修理代		タ	転作肩代わり		
		車両修理代		レ	放牧料		
		修繕費		ソ			
車検代		ツ					
車両任意保険		ネ		雑費			
	⑨ 経費計						
その他	水道料	農業用に使用したもののみ！ 家庭用は対象外！ ※注意 ●農業用と家庭用をまとめて支払っている場合は、全体の金額に農業用の割合をかけて金額を算出してください。 ●領収書内で灯油とガソリンなどが混在している場合は、どちらかの項目にまとめて記入してもよいです。	⑩	専従者控除前の所得金額 (④-⑨)			
	電気料		⑪	専従者控除			
	★灯油代		⑫	所得金額 (⑩-⑪)			
	★ガソリン代			⑫のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額			
	★軽油代						
費用	又の計		○事業専従者の氏名等				
	★作業用衣料費	作業服、長ぐつ、手袋代など	氏名	続柄	金額		
	★農業共済金	水稻共済掛金など	あなたと生計を一にしている配偶者や15歳以上の親族が、本年中に6ヶ月以上、農業に専ら従事している場合 ⇒その者の氏名などを記入してください。				
	家畜共済金						
	園芸施設共済金	農業用の建物のみ！ 自宅分は対象外！	収支内訳計算票の作成手順 ① 収入に関する資料 (JA精算書や市場の仕切紙など)を確認し、該当項目に記入する。 ② 経費に関する領収書を確認し、種類ごとに分類し、該当項目に記入する。 ③ 各項目の合計を計算する。 ※肥料と農薬が混在していて分類が困難な場合などは、どちらかの項目にまとめて記入してもよいです。 ※どの項目に分類すればいいかわからない場合は、雑費としてよいです。				
	農小屋火災共済掛金						
	建物共済掛金						
	畑作物共済掛金						
	農機具共済掛金						
	又の計						
ヨの計							

よく使われる項目に★マークをつけています。